



NCC 日本キリスト教協議会

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-24 振替 00180-4-75788
TEL: 03-6302-1919 FAX: 03-6302-1920
E-mail: general@ncc-j.org http://ncc-j.org

NATIONAL CHRISTIAN COUNCIL IN JAPAN

JAPAN CHRISTIAN CENTER 24, 2-3-18 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0051 JAPAN
Phone: 81-3-6302-1919 Fax: 81-3-6302-1920
E-mail: general@ncc-j.org http://ncc-j.org

靖国神社秋季例大祭における 首相・閣僚の真榊奉納、閣僚の参拝に抗議する

内閣総理大臣 岸田文雄様
経済産業大臣 西村康稔様
厚生労働大臣 加藤勝信様
経済安全保障担当大臣 高市早苗様

首相は、靖国神社秋季例大祭の日に合わせて10月17日に、「内閣総理大臣岸田文雄」の名で真榊奉納を行なった。併せて加藤勝信厚生労働大臣も並んで、「厚生労働大臣 加藤勝信」の名で真榊奉納を行なった。また、西村康稔経済産業大臣は10月14日に、高市早苗経済安全保障担当大臣は10月17日に同神社を参拝した。公然と肩書を付して参拝や真榊奉納を行ったことは、日本国憲法第20条3項の政教分離原則の明白な違反行為であり、憲法尊重擁護義務に反する行為である。

靖国神社は、前身である東京招魂社の1869年創建以来、1945年の敗戦まで、天皇の側に立ち戦死した者を国家主導で神道式に祀り、国のための戦死を顕彰しようとするための神社である。さらに、国のために死ぬことを名誉とし、そのような価値観を一律に教化し、それ以外の考えを排除する役割を果たした。戦後は宗教法人靖国神社となり、国家護持からは外れながらも、戦前・戦時下と変わらず、殉国行為を無条件に美化する思想を推し進めている。

首相や閣僚が、公的立場でこのような靖国神社の秋季例大祭に参拝や真榊を奉納することは、政教分離原則及び憲法尊重擁護義務に違反する行為であるとともに、軍国主義の精神的支柱となった同神社の世界観を公的な立場で宣伝する結果をもたらし、内閣総理大臣及び閣僚として不適切且つ違法な行為である。

私たち「日本キリスト教協議会（NCC）靖国神社問題委員会」は、首相や閣僚が今後、公的な立場においては一宗教法人である靖国神社への真榊奉納及び参拝の違反行為をすることなく、日本国憲法の定める政教分離原則を厳格に遵守するよう要請すると共に、強く抗議する。

2022年11月7日

日本キリスト教協議会（NCC）靖国神社問題委員会
委員長 星出卓也